



過去の災害、忘れていませんか？



阪神淡路大震災(写真提供:神戸市)



東日本大震災



熊本地震



平成30年7月豪雨



平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災から今月で24年が経ちます。その間には東日本大震災や熊本地震など多くの災害が発生しており、各地で大きな被害が出ました。昨年も、西日本を中心に甚大な被害をもたらした「平成30年7月豪雨災害」や「北海道胆振東部地震」などの災害が発生しました。

阪神淡路大震災の際に多くのボランティアが駆け付けたことから、震災が起きた平成7年は「ボランティア元年」といわれています。今月号の特集では、被災地の復興のために活躍する災害ボランティアについてご紹介します。

特集 被災地の力になろう! 災害ボランティア

'19 1/15 第118号

編集と発行／社会福祉法人 安城市社会福祉協議会
〒446-0046 安城市赤松町大北 78 番地 4 (社会福祉会館内)
TEL 0566(77)2941・FAX 0566(73)0437
E-mail syakyo@city.anjo.aichi.jp <https://www.anjo-syakyo.or.jp/>

災害ボランティア活動をする上で知っておいてほしいこと

ボランティア活動は、必要な物品や活動中の食料などを自分で用意する「自己完結」が基本です。災害ボランティア活動に行く場合は、被災地の負担を減らすために、出発前に準備を整えて行きましょう。

安全のために装備を整えよう

現地で装備品・資機材を調達することは困難です。出発前に必要なものを準備して行きましょう。

ボランティア保険に加入しよう

ボランティア活動保険は、ボランティア活動中のケガや事故などを補償する保険です。(年度更新制)

災害ボランティアセンターの開設状況を確認しよう

全国の災害ボランティアセンターの情報は、「全社協 被災地支援・災害ボランティア情報」で検索し、確認することができます。ボランティア受付に制限をかけている場所もありますので事前に確認してください。

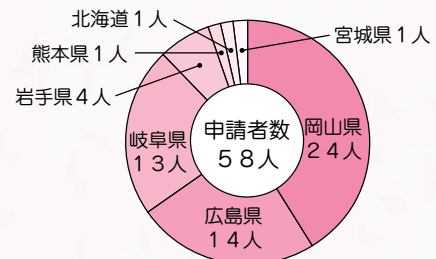
全社協 被災地支援・災害ボランティア情報

検索

URL : <https://www.saigaivc.com/>

被災地ボランティア活動給付金を活用しよう

安城市と安城市社協では、災害の発生した地域において安城市民が行う災害救援活動、復興支援活動及び被災地の復興につながる交流活動に対して費用の一部を給付しています。今年度は、平成30年11月末現在で延べ58人が給付金を利用して被災地でのボランティア活動をしています。



申請者数及び活動先

活動に際して留意しよう

被災者にとって、大切にしていたものや思い出の品を廃棄しなければならないことは大変辛いことです。被災された人の気持ちに配慮し、活動中の言動には注意しましょう。活動中は季節を問わず暑くなるので、休憩と水分補給を十分に行い、自身の健康管理に注意しましょう。

阪神淡路大震災後に生まれた言葉で、ボランティアは「泥を見ないで“人”を見る」という言葉があります。災害ボランティアは片付けをする作業員ではありません。被災者の自立支援のために“ともに生きる”寄り添いの気持ちを大切に活動しましょう。

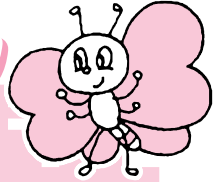
いかがだったでしょうか？被災地の力になりたいけど、どうすればいいかわからないという人にとってボランティア活動を始めるきっかけとなれば幸いです。安城市ボランティアセンターでは、災害ボランティアをはじめ、さまざまなボランティア活動をよりよいものにするために支援を行っています。

詳しい内容については、安城市ボランティアセンター（☎77-2945）へお問い合わせください。



出典：認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード

被災地の力になろう！災害ボランティア



日本では災害が頻発しており、各地で被害が出ています。そのような被災地には、復旧・復興支援のために全国からボランティアが駆け付けています。「平成30年7月豪雨災害」では約24万4千人（平成30年10月末現在）がボランティアとして活動されました。今回は、災害ボランティア活動「経験者の話」と「活動をする上で知っておいてほしいこと」をお伝えします。

災害ボランティア活動をした人の話

平成30年7月豪雨災害により岐阜県関市に被害が出たことに伴い、災害ボランティアセンターが開設されました。その関市災害ボランティアセンターでボランティア活動をした人に話を伺いました。

被災地でのボランティア活動をしようと思ったきっかけは？

職場にボランティア活動の輪を広げようと思い、仲間と3人で行きました。

現地で行った活動内容を教えてください。

ボランティアの活動内容は、近くの川の氾濫により床下浸水をしてしまった被災者宅の泥かきでした。高齢の夫婦が住んでおり、力仕事になる泥の片付けができずにそのままになっている状態だったため、泥出しを行いました。

活動で大変だったことや感じたことを教えてください。

猛暑の中ボランティア活動へ行ったため、炎天下での作業となり、とにかく暑かったです。どんどん汗が出てきて、15分も経たないうちに頭がぼーっとしてきて休憩を取らなければ倒れてしまうのではないかとという過酷な状況での活動でした。休憩中にご夫婦のご厚意でスイカをいただきましたが、体に染み渡っていくのを感じました。

このような状況の中、高齢の夫婦が作業をしなければならないことはとても過酷であり、気の毒に感じました。そのため被災地でボランティア活動を行う意義を感じました。

社協だよりをご覧のみなさまに一言お願いします。

初めて災害ボランティア活動をした東日本大震災から7年。こんなことではいけませんが、一般的にはあの時の記憶が風化しつつあると思います。災害の多い日本こそ、常に被災者の立場に立てるように被災地の現場でボランティア活動を行い、身体で記憶させ続けることが大切だと感じています。みなさんもぜひ災害ボランティア活動をして被災地の力になりましょう！



みなさまが被災地でボランティア活動をすることが、被災者の身体の負担を減らし、そして心の支えにもなります。また、ボランティア活動者は現場での経験を通して災害への備えについて学ぶこともできます。

なかなか被災地に行く勇気が出ないと感じる人は、友人などに行くことをお勧めしています。現地では数人のグループで活動することが多いので、友人と行くことで気負わずにボランティア活動を行うことができます。

新生活を応援します

赤い羽根共同募金を財源に、卒業・入学により新たな生活に入る、ひとり親家庭等のお子さんに祝品を贈呈します。

対 安城市遺児手当受給世帯で、平成31年3月に小学校・中学校卒業、4月に小学校に新入学する児童

※平成31年2月26日現在の受給決定者であること。

▼祝品 サルビア商品券1万円分

申 1月26日(出)〜2月23日(出)

※最終日午後5時15分までに必要書類を社会福祉会館窓口にご持参ください。郵送の場合も申請期間内に到着分のみが有効です。余裕をもって早めに投函してください。

▼申請に必要なもの

①所定の申請書

②健康保険証のコピー(対象児童の生年月日がわかるもの)

他 申請書は社会福祉会館・各福祉センター・各地区公民館窓口で配付のほか、社協ウェブサイトからもダウンロードできます。

<https://www.anjo-syakyo.or.jp/>
(トップページから「新生活応援祝品贈呈」で検索)

【期間・日時】 場所 内容 講師・指導 対象・資格 定員・募集人数 費用・受講料等
【持ち物】 申込み方法等 問い合わせ先 他その他 ※「対」ごなたでも「特定」にない場合は記載を省略
【無料】の場合には記載を省略

他 受渡し期間は、3月9日(出)〜3月23日(出)です。(日・月・祝日は除く)
問 446-0046

安城市赤松町大北78番地4
安城市社会福祉協議会 事業係
☎ (77) 2941



安城市社協へご寄付を いただきました

みなさまの心あたたまる善意にお礼申し上げます。

■善意銀行(11月分受付順/敬称略)
城ヶ入公民館文化祭▽柵木知枝子▽
マザーテレサ展安城実行委員会▽
れあいダンス▽竹内孝税理士事務所
▽鳥居弘美▽東部公民館利用者▽中
村富士子▽横山眞司▽匿名



介護者のつどい

	日時・場所	問い合わせ
介護者のつどい	2月1日(金) 午後1時30分〜3時	安祥福祉センター 会議室 ☎73-5757
	2月14日(木) 午後1時30分〜3時30分	中部福祉センター 教養娯楽室 ☎76-0090
	2月22日(金) 午後1時30分〜3時	北部福祉センター ホール ☎97-5000
	2月23日(土) 午前10時〜11時30分	桜井福祉センター 多目的室1 ☎99-7365
介護者おしゃべりサロン	2月2日(土) 午後1時30分〜4時	社会福祉会館 集会室 ☎77-2945

※介護者おしゃべりサロンは当事者による自主グループです。

運転ボランティア養成講座

今後、高齢者・障がいのある人ともに、外出支援の必要性は高まってくる事が想定されます。移動手段に困っている高齢者等のサポートを担える人材を育成・確保していくことを目的として開催します。

日 ①2月23日(出) ②3月2日(出)

③3月9日(出)

午前10時〜正午

場 ①安城自動車学校

②・③総合福祉センター 会議室4

対 普通自動車免許をお持ちで、ボランティア活動に関心のある70歳未満の人

申 1月18日(金)〜2月6日(水)

問 地域福祉係 ☎(77)7889

子ども生活相談

内 子どもの生活、行動、しつけ、発達障がいなど、専門の先生が子育ての悩みに関する相談に応じます。

日 毎月第2土曜日と第4土曜日

午後1時30分・午後3時からのそれぞれ1時間程度 ※祝日は休み

場 総合福祉センター

申 完全予約制(前々日まで必要予約)

問 地域福祉係 ☎(77)7889



1月27日(日)午前10時30分から正午まで、アンフォーレで一般来場者を対象とした視覚障がい体験会を行います。ぜひ来てね~!

